

○周防大島町個人情報保護条例

平成17年3月25日

条例第6号

改正 平成17年 9月26日条例第20号

平成21年12月11日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、町の保有する個人情報の適正な取扱い及び保護に関して必要な事項を定めることにより、個人の権利及び利益の侵害の防止を図るとともに、個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障することにより、町民の基本的な人権を擁護し、もって信頼される町政を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び公営企業管理者をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(周防大島町情報公開条例(平成16年周防大島町条例第11号)第2条第4号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- (4) 事業者 法人(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体及び事業を営む個人をいう。
- (5) 電磁的記録 磁気テープ、磁気又は光ディスクその他これらに類するもの。
- (6) 電子計算機処理 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。
- (7) 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された保有個人情報記録されている名簿、台帳その他の形態の文書であつて、個人情報を氏名、番号等で検索できるものをいう。
- (8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(適用除外)

第3条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 実施機関の職員の人事、給与、服務、福利厚生、その他これに準ずるものに関する個人情報
- (3) 図書館等において一般の利用に供することを目的として保管されている公文書に記録されている個人情報

(実施機関の責務)

第4条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の取扱いについて必要な措置を講じ、個人情報の保護の重要性について、事業者及び町民の意識啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利及び利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利及び利益を侵害することのないように努めなければならない。

(収集に関する制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、直接本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは除く。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 出版、報道等により公にされているとき。

- (5) 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から直接収集することが困難であり、かつ、本人の権利及び利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 争訟、指導、選考、診断、交渉その他の事務の遂行のために収集する場合であって、本人から直接収集したのでは当該目的を達成することができず、又は当該事務の適正な遂行に著しい支障が生じると認められるとき。
 - (7) 町の機関又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人又はこれらに準ずる団体(以下「国等」という。)の機関から収集する場合であって、かつ、本人の権利及び利益を不当に侵害するおそれのないとき。
- 4 法令等の規定に基づく申請、届出等に伴い、当該申請、届出等を行った者以外の個人に関する個人情報が収集されたときは、当該情報は、前項第1号の規定に該当して収集されたものとみなす。
- 5 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる個人情報については、収集してはならない。ただし、当該個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは除く。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 実施機関が正当な行政執行を行うために必要と認められ、かつその権限の範囲内で行うとき。

(個人情報取扱事務の届出)

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務のうち個人情報ファイルに係る事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとする場合は、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 業務の名称
 - (2) 個人情報ファイルの名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的及び概要
 - (4) 対象者の範囲
 - (5) 記録項目
 - (6) 収集先
 - (7) その他町長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出を行った個人情報取扱事務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめ、その旨を町長に届け出なければならない。
- 3 実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめ前2項の規定による届出を

することができないときは、個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後に、当該届出をすることができる。

- 4 町長は、第1項から前項までの規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

(利用及び外部提供に関する制限)

第9条 実施機関は、収集の目的の範囲を超えて、保有個人情報を利用し、又は当該実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは除く。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされている場合であって、かつ、本人の権利及び利益を不当に侵害するおそれのないとき。
- (5) 実施機関の内部において利用する場合又は国等の機関に提供する場合であって、これらの機関が保有個人情報を利用することについて相当の理由があり、かつ、本人の権利及び利益を不当に侵害するおそれのないとき。
- (6) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

- 2 実施機関は、保有個人情報の外部提供を行う場合は、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 保有個人情報の外部提供を受けたものは、個人情報の適正な管理を行うため、必要な措置を講じなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第10条 実施機関は、公益上必要であり、かつ、個人の権利及び利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、当該実施機関以外のものとの間で通信回線により電子計算組織の結合を行い保有個人情報の提供をしてはならない。

- 2 実施機関は、電子計算組織を結合し保有個人情報の提供を行う場合は、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

- 3 実施機関は、第7条第5項に規定する個人情報の電子計算機処理をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは除く。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が、公益上必要不可欠であり、本人の権利及び利益を不当に侵害するおそ

れがないと認めたとき。

(適正な管理に関する措置)

第11条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務の目的に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(職員等の義務)

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、開示請求をすることができる。

(開示請求の方法)

第14条 開示請求をしようとする者は、当該開示請求に係る保有個人情報の本人又は前条第2項に規定する者であることを証明する書類を提出し、又は提示するとともに、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(開示の決定等)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報の開示をするか否かの決定(第18条の規定による保有個人情報の開示(以下「部分開示」という。)に係る決定を含む。)をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないと認められるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において実施機関は、当該延長の理由及び期間を、当該開示請求をした者に書面に

より速やかに通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を、開示請求をした者に書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示しない決定をした旨の通知をするときは、その理由及びその理由がなくなる期日を明示できる場合にあつては、当該期日を記載した書面によらなければならない。
- 5 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 6 実施機関は、前項の規定により意見を聴取した第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表明した場合において、開示をする旨の決定を行うときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対の意思を表明した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 実施機関は、前条第1項の規定により、保有個人情報の開示をする旨の決定(部分開示に係る決定を含む。)を行ったときは、開示請求をした者に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる方法により、速やかに開示を行わなければならない。

- (1) 文書、図画、写真又はフィルム(以下「文書等」という。)に係る保有個人情報 文書等の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録に係る保有個人情報 電磁的記録から印字装置により出力したものの当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

2 実施機関は、前項の規定による保有個人情報の開示を行うことにより、当該文書等が汚損され、又は破損されるおそれのあるときその他相当の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該文書等を複写したものによって開示を行うことができる。

(開示しないことができる保有個人情報)

第17条 実施機関は、開示請求された保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報の全部又は一部を開示をしないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより開示することができないとされているもの
- (2) 未成年者の法定代理人が本人に代わってした開示請求に係る保有個人情報であつて、

開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの

- (3) 意思形成過程にある保有個人情報及び調査研究、審議、検討等に関する保有個人情報で、開示することにより、事業の適切な執行が妨げられると認められるもの
- (4) 第三者の保有個人情報を含むもので、開示することにより当該第三者の正当な利益を侵害するおそれのあるもの
- (5) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する保有個人情報で、開示しないことが適当であると認められるもの
- (6) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのあるもの
- (7) 国等から提供を受けた保有個人情報で、開示することにより、これらのものとの信頼関係又は協力関係を著しく害するおそれのあるもの

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に前条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合において、その情報を容易に区分することができるときは、その情報を除いて、当該保有個人情報の開示をしなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第17条各号のいずれかに該当する情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないことができる。

(費用負担)

第20条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正等の請求)

第21条 何人も、実施機関が保有する自己の保有個人情報について、内容が事実でないと認められるとき又は第7条の規定に違反して収集されたと認められるときは、実施機関に対し、その保有個人情報の訂正又は削除の請求(以下「訂正等の請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、訂正等の請求をすることができる。

(訂正等の請求の方法)

第22条 訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正等の請求に係る保有個人情報の本人又は前条第2項に規定する者であることを証明する書類を提出し、又は提示するとともに、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正等の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正又は削除を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 訂正等の請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行わなければならない。

(訂正等の決定等)

第23条 実施機関は、訂正等の請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該請求に係る保有個人情報の訂正又は削除をするか否かの決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないと認められるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び期間を当該訂正等の請求をした者に書面により速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を、訂正等の請求をした者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部を訂正又は削除しない旨の決定をしたときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部を訂正又は削除する旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の訂正又は削除を行わなければならない。

(利用停止の請求)

第24条 何人も、実施機関が自己の保有個人情報を第9条の規定に違反して利用し、又は外部提供していると認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は外部提供の停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって、利用停止請求をすることができる。

(利用停止請求の方法)

第25条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は前条第2項に規定する者であることを証明する書類を提出し、又は提示するとともに、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止、消去又は外部提供の停止を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行わなければならない。

(利用停止の決定等)

第26条 実施機関は、利用停止請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用を停止するか否かの決定を行わなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないと認められるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び期間を当該利用停止請求をした者に書面により速やかに通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を、利用停止請求をした者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部の利用を停止しない旨の決定をしたときは、前項の書面にその理由を付記しなければならない。

5 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部の利用を停止する旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の利用停止を行わなければならない。

(不服申立て)

第27条 第15条、第23条又は第26条に規定する決定又は裁決について不服のある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てをすることができる。

2 前項の不服申立てがあった場合において、当該不服申立てに対し決定又は裁決を行う実施機関は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、遅滞なく周防大島町個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(審査会)

第28条 前条第2項の規定による諮問に応じて審査を行わせるため、審査会を置く。

- 2 審査会は、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する委員5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 5 審査会は、諮問のあった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。
- 6 審査会は、第1項に規定する審査を行うほか、個人情報保護に関する重要な事項について、実施機関に建議することができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(受託者等の責務)

第29条 実施機関から個人情報の処理等個人情報の取扱いを伴う業務(以下「個人情報処理業務」という。)の委託を受けた者又は個人情報の取扱いを伴う公の施設の指定管理者の指定を受けた者(以下「受託者等」という。)は、受託業務又は指定された公の施設の管理業務(以下「受託業務等」という。)の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

- 2 受託者等及びその使用人その他の従業者は、受託業務等の処理に当たって知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。
- 3 実施機関は、個人情報処理業務を委託するとき、又は公の施設の指定管理者を指定するときは、受託者等に対し当該受託業務等を行う場合における個人情報の漏えいを防止するため、個人情報の適正な取扱いを行うよう委託契約書又は協定書等において明記するなど必要な措置を講じなければならない。

(他の法令等との調整)

第30条 他の法令等に、次に掲げる事項について定めがあるときは、その定めるところとする。

- (1) 保有個人情報が記録されているものの閲覧又は縦覧
- (2) 保有個人情報が記録されているものの謄本、抄本その他写しの交付
- (3) 保有個人情報の訂正及び削除

(出資法人の保有する個人情報の保護)

第31条 出資法人(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、出資法人の保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない。

(町長の助言等)

第32条 町長は、個人情報の取扱いに関する苦情等の適切かつ迅速な処理のため、必要があると認めるときは、実施機関に対し、報告を求め、又は助言することができる。

2 町長は、事業者が第5条の規定に違反する行為を行っているとき、当該事業者に対し、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該行為の是正又は中止を勧告することができる。

3 町長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

4 次の各号に掲げる事業者であつて、個人情報を取り扱う目的が当該各号に規定する目的であるときは、前2項の規定は適用しない。

(1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。) 報道の用に供する目的

(2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

(3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

(4) 宗教団体 宗教活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

(5) 政治団体 政治活動(これに付随する活動を含む。)の用に供する目的

5 町長は、公共的団体等が個人情報の収集等をするときは、当該公共的団体等に対し、当該個人情報の適正な取扱いに関し、この条例に基づく町の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

(運用状況の公表)

第33条 町長は、毎年度終了後3箇月以内に、この条例の規定による保有個人情報の開示等の状況を公表しなければならない。

(罰則)

第34条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は第29条第2項の受託業務に従事して

いる者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 前3項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 5 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報取扱事務に係る第8条第1項の規定の適用については、同項中「新たに開始しようとする場合は、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」と読み替えるものとする。

附 則(平成17年9月26日条例第20号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(周防大島町個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日以後、管理を委託している公の施設については、前項の規定による改正後の周防大島町個人情報保護条例第29条第1項中「指定管理者の指定を受けた者」とあるのは「管理の委託を受けた者」と、「指定された公の施設の管理業務」とあるのは「管理受託業務」と、同条第3項中「指定管理者を指定するとき」とあるのは「管理を委託するとき」と読み替えるものとする。

附 則(平成21年12月11日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。